

令和元年度

中野市小規模保育事業所整備事業者募集要項

中野市子ども部保育課



## 目 次

1	募集の目的	.....	P 2
2	募集概要	.....	P 2
3	応募資格	.....	P 3
4	運営に関する要件	.....	P 4
5	その他運営に関する要件	.....	P 5
6	施設及び設備に関する要件	.....	P 6
7	運営費に対する給付及び施設整備に対する補助	.....	P 8
8	応募・審査スケジュール	.....	P 8
9	申請及び提出方法	.....	P 9
10	審査方法及び選考基準	.....	P 9
11	その他	.....	P 10

## 1 募集の趣旨

中野市では、待機児童対策及び保育サービスの充実を目的に、近年増加傾向にある0歳児から2歳児までの受け皿を整備するため、中野市の認可を受けて小規模保育事業所を設置・運営する事業者を募集いたします。

## 2 募集概要

### (1) 募集する施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に基づく認可を受けて開設する小規模保育事業所（A型）。

### (2) 整備対象地域及び募集施設数

【整備対象地域】 中野地区又は平野地区

【募集施設数】 1施設程度

### (3) 開設日

令和2年4月1日（中野市による認可が前提です）

### (4) 整備物件に関する要件

次の①～③全ての要件を満たす物件とします。

- ① 応募する法人が、事業に供する土地及び建物について、所有している又は貸与を受けていること（見込みを含む）。
- ② 土地又は建物の貸与を受けて事業所を設置する場合は、地上権又は賃借権を設定し登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合など安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わなくても差し支えない。
  - (ア) 土地又は建物の賃貸借契約期間が10年以上とされている場合
  - (イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- ③ 建物が次の要件を満たすこと。
  - (ア) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること。
  - (イ) 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあっては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。

### 3 応募資格

小規模保育事業所を設置・運営するため十分な資力と信用を有し、また児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した事業所運営ができる者で以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 法人格を有していること。ただし、下記を除く。
  - ① 政治的な目的により設立された法人
  - ② 中野市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 26 日条例第 8 号）に規定する暴力団又は暴力団員並びに暴力団関係者と密接な関係を有すると認められる法人
- (2) 応募時点において、次のいずれかの施設を運営していること。
  - ① 認可保育所
  - ② 認定こども園
  - ③ 幼稚園
  - ④ 地域型保育施設
  - ⑤ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設
- (3) 法人が運営している保育施設等において、所管官庁が実施する直近の監査等で重大な指摘を受けていないこと。
- (4) 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項に定めるに定める基準を全て満たしていること。
- (5) 「家庭的保育事業等の認可等について（平成 26 年 12 月 12 日付け雇児発 1212 第 6 号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に示されている要件を全て満たしていること。
- (6) 次の全ての要件を満たし、運営に必要な経済的基盤を確保していること。
  - ① 自己資金として、開設する小規模保育事業所に係る年間事業費の「1/12」以上を保有していること。
  - ② 新規に建物の賃貸借契約を締結する場合は、①に加え家賃相当額の 6 か月分以上を有していること。
  - ③ 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。
  - ④ 直近 2 年間の会計年度において、債務超過になっていないこと。
  - ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれかに該当しない者。
    - (ア) 国税及び地方税を滞納している者。
    - (イ) 民事再生法に規定する再生手続きの開始、又は破産法に基づく破産手続きの開始決定を受けている者、もしくはこれらの手続きを申請している者。

- ⑥ 本要項に定めるもののほか、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、中野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、中野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例その他関係法令及び通知等を遵守して小規模保育事業所を設置・運営できる者。

## 4 運営に関する要件

### (1) 定員

19名

### (2) 受入年齢

0歳児～2歳児

### (3) 開所時間

1日につき11時間以上（最低の開所時間 7時30分～18時30分）

### (4) 休所日

次に掲げる日を原則、休所日とします。ただし、当該休所日を開所日とし休日保育を実施しても構いません。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 年末年始（12月29日～1月3日）

### (5) 連携施設

市内の認可保育所を連携施設として設定すること。

### (6) 給食

- ① 原則、自園で調理すること。ただし、連携施設または設置する小規模保育事業所と同一の法人（関連法人を含む。）が運営する施設から搬入する場合に限り、給食の外部搬入を認める。
- ② 給食の提供に当たっては、食中毒予防を含む衛生管理に努めること。
- ③ 給食提供日は、サンプル等を展示すること。

### (7) 職員配置等

中野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第14号）を遵守するほか、次の①～③によるものとします。

- ① 保育士、嘱託医及び調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は中野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- ② 保育士の配置については、下記を遵守すること。
  - (ア) 保育士の配置は、0歳児3人に1人以上、1・2歳児6人に1人以上とすること。
  - (イ) (ア)に加え、保育士を1人以上配置すること。
  - (ウ) 保健師、助産師及び看護師については、1人に限り保育士とみなすことができる。
  - (エ) (ア)～(ウ)の基準上必要な保育士に加え、運営上必要な保育士（非常勤も可）を2人以上配置すること。
  - (オ) 児童の処遇向上と職員の待遇改善のため、保育士の加配に努めること。
  - (カ) 園児の在園中は常勤の保育士1人以上を含む2人以上を配置すること。
- ③ 事業所に常駐する常勤の施設長（園長）を配置すること。

## 5 その他運営に関する要件

### (1) 児童の入所

入所児童は保育の必要性の認定を受け、市が利用調整により決定した児童とする。

### (2) 健康管理及び衛生管理

- ① 児童に対し、利用開始時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を行うこと。
- ② 児童の健康状態並びに発育及び発達状態の把握に努めること。
- ③ 虐待の予防・早期発見のための対策や虐待が疑われる場合の対応策を講じること。
- ④ 児童の疾病等に適切な対応を図ること。
- ⑤ 職員に対し、採用時及び年1回の定期健康診断を実施すること。
- ⑥ 調理員及び調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること。

### (3) 個人情報の保護

- ① 小規模保育事業所の職員また職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。
- ② 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

#### (4) 安全対策

- ① 施設には消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立てること。
- ② 避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上行うこと。

#### (5) 事故防止及び発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずること。

- ① 事故が発生した場合の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- ③ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- ④ 事故が発生した場合は、速やかに市及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 事故の状況や事故に際して取った処置について、記録しなければならない。
- ⑥ 事故等の発生による補償を行うことができるよう、賠償責任保険に加入すること。
- ⑦ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

#### (6) その他

- ① 集団保育が可能な障がい児については積極的に受け入れること。
- ② 一時的保育や休日保育などの特別保育事業の実施に当たっては、事前に市と協議すること。
- ③ 保育内容等に対する苦情処理体制を整えること。
- ④ 保護者と密接な連絡をとり、保護者との信頼関係を築くよう努めること。
- ⑤ 事業所の設置・運営に当たっては、近隣住民に十分な説明を行い、理解を得るとともに、地域との良好な関係づくりに努めること。
- ⑥ 職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- ⑦ 上乗せ徴収や実費徴収をする場合は事前に市と協議すること。
- ⑧ 中野市が実施する児童福祉法等に基づく指導監査に協力し、指導・指摘があった場合には従うこと。

## 6 施設及び設備に関する要件

- (1) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を設けること。
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）における防火設備等の対応ができる建物

であること。

- (3) 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。なお、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認済証が交付され、工事着工された物件については、耐震調査を実施し、耐震上問題がないことが確認された建物であること又は耐震補強済の建物であること。
- (4) 建築基準法に基づく建築確認済証・検査済証（紛失している場合は確認台帳記載事項証明書でも代替可能）が確認できること。なお、検査済証の交付を受けていない建物での事業の実施は不可とする。
- (5) 非常口が、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に 2 か所 2 方向設置されていること。
- (6) 室内化学物質対策を実施し、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払うこと。
- (7) 以下の基準を満たし、子どもの保育面積に余裕を持った保育環境にすること。

区分	要件
乳児室又は ほふく室	0・1 歳児 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上とすること。 ただし、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ）を確保すること。
保育室又は 遊戯室	2 歳児 1 人につき 1.98 m <sup>2</sup> 以上とすること。 ただし、保育に有効な面積を確保すること。
医務室	① 保育スペースとは別に、静養できる機能を有すること。 ② 事務室等との兼用も可。 ③ カーテン等で仕切ること。
屋外遊戯室	① 2 歳児 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上とすること。 ② 児童が実際に遊戯できる面積を確保すること。 ③ 同一敷地内に確保できない場合、小規模保育事業所の付近にあり、屋外活動に当たって安全が確保される公園、広場等で代替可能。
調理室 （自園調理 の場合）	① 乳幼児が簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画されていること。 ② 定員に見合う面積、設備を有すること。
その他	① 保育室等には手洗い設備を設けること。 ② トイレには保育室等用とは別に専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室等及び調理スペースと区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。 ③ 乳幼児の身体の清潔の確保及び感染防止のために沐浴設備等を設置すること。 ④ 乳幼児が出入する部屋の扉のドアは、指詰め防止策を講じること。 ⑤ 柱、建具等の衝突防止策を講じること（R加工、コーナーガードなど）。



## 7 運営費に対する給付及び施設整備に対する補助

### (1) 運営費に対する給付

運営費については、子ども・子育て支援法第 29 条及び第 30 条に基づく地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費を支出します。

### (2) 施設整備に対する補助（予定）

施設整備費については、国・県の補助制度を活用し、予算の範囲内で補助を行う予定です。対象経費及び補助基準額、補助率等については、国・県及び市の補助要綱によるものとしますが、国が定める公定価格の改定等が実施された場合や、補助制度が変更となった場合は補助内容に変更が生じることがあります。

#### ① 小規模保育事業所を新設する場合

（対象となる国の補助：保育所等整備交付金）

	本体工事費・設計管理費（※1）
補助基準額（上限額）	国の補助基準額
補助率	3 / 4

（※1）既存建物の買収、土地の買収、整地、外構工事に要する費用は対象外

#### ② 賃貸物件の改修を行い小規模保育事業所を開設する場合

（対象となる国の補助：保育対策総合支援事業費補助金）

	改修費・賃借料（※2）
補助基準額（上限額）	国の補助基準額
補助率	3 / 4

（※2）改修費と賃借料の合算

- ・改修費：小規模保育事業を実施するために必要な費用（建物の改修工事費及び設計料の合算）
- ・賃借料：既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に、貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（着工から事業所開設まで。敷金は除く。）に係る費用

## 8 応募・審査スケジュール

応募締切	令和元年7月5日（金）
質問締切	令和元年5月24日（金）
質問回答	令和元年6月10日（月）
提案物件の現地確認	随時
審査（書類審査・ヒアリング）	7月中旬
事業者決定	7月下旬

※上記スケジュールは変更する場合があります。

## 9 申請及び提出方法

### (1) 申請書類

応募期間内に下記の書類を提出してください。

	申請書類	提出部数
1	表紙（提出書類一覧）（様式1）	正本1部、副本8部
2	応募申請書（様式2）	正本1部、副本8部
3	誓約書（様式3）	正本1部、副本8部
4	事業者概要（様式4）	正本1部、副本8部
5	開設資金計画書（様式5）	正本1部、副本8部
6	当該事業の収支計画書（様式6）	正本1部、副本8部
7	物件調書（様式7）	正本1部、副本8部
8	小規模保育事業運営計画書（様式8）	正本1部、副本8部

### (2) 書類作成の留意点

- ① フォントサイズは10.5ポイント以上とすること。（図表等は除く。）
- ② 指定様式以外は任意様式とする。
- ③ サイズはA4版（図面はA3版）とし、左綴じとすること。
- ④ 申請様式ごとにインデックスを添付すること。
- ⑤ フラットファイル又は両開きのパイプ式ファイル等で閉じること。
- ⑥ ページ番号を付けること。

### (3) 申請書類の提出先

中野市子ども部保育課

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

電話：0269-22-2111（内線291・293）

電子メール：hoiku@city.nakano.nagano.jp

## 10 審査方法及び選考基準

下記のとおり審査及び選考を行います。複数応募がある場合は、2番目に評価の高かった事業者を次点とし、予算の範囲内であれば追加選定する場合があります。

### (1) 審査方法

- ① 現地確認
- ② 提出書類の内容審査
- ③ ヒアリング（事業計画や内容について、プレゼンテーションを行います。）

## (2) 選考基準

以下の項目を総合的に評価します。

選考基準	項目
1 設置者に関する事	① 法人の沿革、運営実績
	② 法人の財務状況
2 建物・設備に関する事	① 施設・設備等について
3 運営方針に関する事	① 保育内容について
	② 給食の提供について
	③ 保護者との連携について
	④ 連携施設について
4 実現性等に関する事	① 設置予定地について
	② 職員の確保・育成について
	③ 保育方針・姿勢について
	④ 安全・安心な保育について
	⑤ 地域との信頼関係について
	⑥ 総合評価

## 11 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、市の保育行政を理解し、連携・協力のもと進めていただきます。
- (2) 事業内容については、市と協議のうえで変更していただく場合があります。
- (3) 本募集により設置・運営事業者として選定された後に、小規模保育事業の認可・確認手続きが別途必要となります。
- (4) 審査に際しては、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。
- (5) 提出書類の内容に事実と反する記載があった場合は、失格若しくは決定を取り消すことがあります。
- (6) 提出書類は選定以外の目的で使用することはありません。
- (7) 募集に当たり、市の関係職員への接触は禁止します。
- (8) 提出いただいた書類は返却しません。
- (9) 提出された書類は、中野市情報公開条例に基づく情報公開の対象となりますので予めご承知おきください。
- (10) 選定した設置・運営事業者は中野市公式ホームページで公表します。
- (11) 市が必要と認める場合は、応募事業者の名称及び提案内容の一部（個人情報を除く。）を公表することがあります。
- (12) 本募集に関し必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- (13) 評価が一定の基準に達しない場合は、「選定事業者なし」とする場合があります。